

# 高浜市三州瓦屋根工事等奨励補助金のご案内

三州瓦の振興を通じて地域経済及び地域社会の活性化を推進するため、三州瓦を使用した住宅等の建築主等に対して屋根工事に係る工事費の一部を補助します。

令和5年4月1日より申請手続きが変更になります

## 変更前

- 申請手続き  
瓦納品後：三州瓦屋根工事等指定申請  
工事完了後：三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請
- ガイドライン工法の確認  
住宅等の新築や増改築等の施工した部分の写真や釘の長さを測る必要あり



## 変更後

- 申請手続き  
工事完了後：三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請  
※申請回数変更（2回から1回）
- ガイドライン工法の確認  
増改築や改修工事のみ施工業者の証明が必要（会社名・印鑑）

令和5年3月31日までに三州瓦屋根工事等指定通知を受けた方は、変更前の交付申請書類の提出が必要です。

## 概要

|              |   |
|--------------|---|
| <p>補助対象者</p> | <p>市内に本店又は本店に準ずる事業所を有する者の事業所で製造された三州瓦を使用し、以下のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>(1) 市内において、屋根材として三州瓦を使用した住宅等（自ら居住する住宅、店舗併用住宅、共同住宅や商店及び工場等の事業所）を新築し、又は新築住宅を購入した方</p> <p>(2) 市内において、屋根材として三州瓦を使用した住宅等の増築、改築又は改修を行った方</p> <p>(3) 市内において、三州瓦を使用した庭園を築造した方</p> <p>(4) 市内において、三州瓦を使用した庭園に係る工事を行った方</p> <p>※過去に同一の住宅等又は庭園でこの補助金の交付を受けた場合は対象外です。</p> |
| <p>補助金額</p>  | <p>(1) 住宅等の工事に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根工事に係る工事費の25%</li> <li>• 限度額 瓦の形状が和型の場合 250,000円</li> <li>瓦の形状が和型以外の場合 150,000円</li> </ul> <p>(2) 庭園の工事に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 造園工事に係る三州瓦や三州瓦製品の材料費の50%</li> <li>• 限度額 100,000円</li> </ul>  |

裏面へ

| 申請手順 | 内容   | 実施   | 時期               |
|------|--|--|------------------|
|      | 補助金交付申請  | 申請者  | 工事完了後速やかに        |
|      | 補助金交付決定通知  | 高浜市  | 申請後 1 週間程度       |
|      | 補助金交付請求  | 申請者  | 補助金交付決定通知受領後速やかに |
|      | 補助金の交付   | 高浜市  | 交付請求後 1 カ月程度     |
| 必要書類 | <p><b>(1) 住宅等の工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請書（様式第 1）</li> <li>全景写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>※増築、改築又は改修の場合は、着工前の全景写真も添付する。</li> </ul> </li> <li>付近見取図</li> <li>住宅等の立面図</li> <li>住宅等の工事請負契約書の写し若しくは家屋の売買契約書の写し又は領収書の写し</li> <li>住宅等の屋根施工業者による屋根工事の施工に要した費用がわかる書類</li> <li>住民票又は市内に事業所があることのわかる書類（事業概況説明書等） <ul style="list-style-type: none"> <li>※住宅等を新築した場合は転居後のもの</li> </ul> </li> <li>市税の完納証明書（転入の方は前市町の直近の完納証明書の提出）</li> </ul> <p>→交付決定通知書受領後、請求書（様式第 3）提出</p> <p><b>(2) 庭園の工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請書（様式第 1）</li> <li>庭園の完成写真</li> <li>付近見取図</li> <li>配置図</li> <li>庭園の施工に要した三州瓦の材料費がわかる書類</li> <li>住民票又は市内に事業所があることのわかる書類（事業概況説明書等）</li> <li>直近の市税の完納証明書</li> </ul> <p>→交付決定通知書受領後、請求書（様式第 3）提出</p> |  |                  |
|      | 申請期限   | <p><b>(1) 住宅等の工事</b><br/>住宅等の新築、購入又は増築等から <u>1 年以内</u></p> <p><b>(2) 庭園の工事</b><br/>庭園の築造又は庭園に係る工事から <u>1 年以内</u></p> |                  |

様式は市ホームページからダウンロードできます。

問合せ先

高浜市役所 経済環境グループ 電話番号：0566-52-1111（内線 271・281）